

いつか、くるときのために。

相続・遺言などのご相談はお近くの司法書士へ

令和8年2月は

「相続登記はお済みですか」

月間です。

相続登記促進親善大使
(法務大臣任命)

高橋恵子さん

日本司法書士会連合会提供

相談
無料

令和8年2月1日(日)～28日(土)までの
1ヶ月間は滋賀県内の各司法書士事務所で
相続に関する無料相談をお受けします。

滋賀県司法書士会
Xはコチラ



お問い合わせ先

滋賀県司法書士会

077-525-1093 (電話でのご相談や
事務所の取次は
行っておりません)

平日 午前 9:15～12:00 午後 1:00～4:45 (年末年始・土日祝除く)



滋賀県司法書士会
オリジナルキャラクター
司法書士 しょうまる

滋賀県司法書士会

検索